

# 令和 年度 技術士第二次試験答案用紙

受験番号						
------	--	--	--	--	--	--

技術部門		部門
選択科目		
専門とする事項		

●受験番号、技術部門、選択科目、専門とする事項及び問題番号の欄は必ず記入すること。

問題番号 II-2-

← 解答する問題番号（1又は2）を点線の枠内に必ず記入すること。  
○解答欄の記入は、1マスにつき1文字とすること。なお、英字・数字は1マスに2文字を自安とする。

## 1. 事前に調査すべき事項とその内容

### (1) 上位・関連計画の調査

自治体の総合計画や都市マス等から、観光や商業等に関する計画を調査①し、景観施策に関する方針を把握する。景観形成に係る具体的な拠点やゾーン、軸が設定されてい場合は、設計意図や関連する事業を確認する。これらから、を目指す都市の将来像を確認し、現計画との整合性を調査する。

① 等は入っていますが、「観光・商業計画」に偏りすぎて、制度的調査が抜けているように見えます（計画例示も同様に不足気味）。

### (2) 重点地区の調査

現計画による人流の把握を行うため、観光入込客数や滞在時間の変化を調査する。また、来訪者の景観に関する意見や改善要望の収集を行う②。これらから、対象地区の景観状況に関する現状を把握し景観施策の重要度や緊急度が高い地区の抽出により、重点地区の追加を検討する。③

② これも観点が不足しています。景観資源の集積、景観阻害要因の存在、歴史的価値、まちづくり施策との連動、住民意向などです。この解答は「人流データ」中心で、景観計画としては論点が欠けているように感じます（手引き沿った記述が求められます。以下同様）。また、手引きでは、住民意識調査は「景観形成の方向性を決める重要な要素」とされています。これでは「来訪者の意見収集」に偏っており、住民・事業者の意識調査が欠落していると思います。

③ 調査項目に景観資源の調査がなく、景観計画の根幹に係る項目がないです。

# 令和 年度 技術士第二次試験答案用紙

○解答欄の記入は、1マスにつき1文字とすること。なお、英字・数字は1マスに2文字を目安とする。

## 2. 業務手順および留意点、工夫点 ④

④ 業務手順の中に計画の最も重要な部分と言える「理念・方針・目標像」がありません。これらの方針設定がないまま、施策検討することはできません。また、取り組みがうまくいっていないのですから、景観形成基準（建築物・広告物・工作物等）の検討も抜けているのは問題です。さらに致命的なのは、景観計画区域、景観形成の方針、景観形成基準、景観協定などの記載がありません。景観計画は、法廷手続きです。景観法に基づく計画としての必須要素が抜けているため、技術士試験の論文としては大きな減点対象となります。

### (1) 検討体制

計画案を策定するための検討体制を構築する。構成メンバーはまちづくり関連部局を中心に、景観審議会等による有識者や、地元産業⑤や住民などとし、多角的な意見ができるよう⑥、工夫を行う。

⑤ メンバーの例になつていません。→「地元産業団体」

⑥ 主語は計画策定者ですよね。自分が意見するのではなく、意見を得るための工夫ではありませんか。

### (2) 施策の評価

現計画の施策の評価を行う。実施できた施策については効果を検証し、実施できなかつた施策⑦についてはその理由や改善点を把握することに留意する。

⑦ 問題文には「取組は進めているものの」とあるので実施しているのではありませんか。この条件を踏まえると、「十分に機能していない施策」ではありませんか。

### (3) 重点地区の追加の検討

# 令和 年度 技術士第二次試験答案用紙

○解答欄の記入は、1マスにつき1文字とすること。なお、英字・数字は1マスに2文字を目安とする。

前	述	の	調	査	結	果	に	基	づ	き	、	重	点	地	区	案	を	作	成	す	る	。	
既	存	の	緑	地	等	に	対	し	て	は	、	特	別	緑	地	保	全	区	域	⑧	の	指	定
を	並	行	し	て	検	討	す	る	等	、	地	域	の	魅	力	を	高	め	る	⑨	工	夫	を
行	う	。																					

⑧ → 「特別緑地保全地区」

⑨ 特別緑地保全地区は「魅力を高める」ための制度ではなく、既存の良好な緑地・景観資源を保全する制度であり、制度と目的がズレています。

## (4) 実施施策および主体の決定

実	施	施	策	及	び	実	施	主	体	⑩	を	決	定	す	る	。	実	施	に	あ	た	つ	
て	は	、	条	例	改	正	の	必	要	性	を	検	討	す	る	こ	と	に	留	意	⑪	す	る

⑩ 決めてはダメというわけではありませんが、実施主体の決定は“実施段階のマネジメント”であって、計画策定の必須項目ではないと思います。

⑪ 「必要性を検討する」だけでは弱く、手引きの意図を十分に満たしていません。正しくは景観計画と既存条例の整合性を確保する、必要に応じて条例改正や運用改善を行うといったことではありませんか。

## (5) 景観重要な公共施設の活用の検討

地	域	の	シ	ン	ボ	ル	と	な	り	得	る	公	共	空	間	の	活	用	を	検	討	す	
る	。	工	夫	点	と	し	て	、	建	物	と	道	路	を	一	体	的	に	捉	え	⑫	、	相
乗	効	果	を	発	揮	す	る	景	觀	を	創	出	す	る									

⑫ これは「デザインの工夫」であり、制度の工夫ではありません。手引きでは、景観形成に寄与する公共施設を指定、指定の考え方、管理者との調整などが示されています。

## (6) 実施スケジュール及び計画案の公表

# 令和 年度 技術士第二次試験答案用紙

○解答欄の記入は、1マスにつき1文字とすること。なお、英字・数字は1マスに2文字を目安とする。

計	画	案	の	実	施	ス	ケ	ジ	ュ	ー	ル	を	作	成	し	た	う	え	で	、	計	画	
案	を	公	表	す	る	。	公	表	に	あ	た	り	、	自	治	体	の	H	P	や	S	N	S
を	活	用	し	、	広	く	意	見	を	募	る	な	ど	多	角	的	な	視	点	⑬	を	盛	り
込	む	な	ど	の	工	夫	行	う	。														

⑬ 多角的は、行政や専門家が複数の角度から検討するときに使う言葉です。これは意見を出す側の観点なので幅の広さを表す方が良いでしょう。→「多様な観点」

## 3. 業務を効率的、効果的に進めるために進めるための関係者

### (1) ステークホルダー ⑭

府内部局、都道府県、観光協会、住民、公共交通事業者、まちづくり支援団体、社会福祉協議会等

### (2) 調整方策

景観法に基づく景観審議会において、現地視察を実施し現状を踏まえた議論を行う⑮。住民には情報提供だけでなく、検討段階からW.S等を通じて意見交換を行い、計画に住民意見を反映できるよう調整⑯する。

以上

⑭ 問題は「関係者との調整方策について述べよ。」となっています。「ステークホルダー」は利害関係者であり、景観計画の文脈では、利害関係者=関係者ではありません。問題に対し、的確に答弁しましょう。

⑮ 検討プロセスにおいては、審議会だけでなく検討体制を整えるとしています。不整合に見えます。また、現場を見て議論するも一般論を脱しておらず、技術的提案としては弱いです。合意形成プロセスの設計をあらかじめ行う、行政内部の横断的連携を図る、など技術的提案をしましょう。

# 令和 年度 技術士第二次試験答案用紙

○解答欄の記入は、1マスにつき1文字とすること。なお、英字・数字は1マスに2文字を目安とする。

- ⑯ 聞かれていることは「調整方策」なので、方策を深堀しましょう。例えば、景観協定の活用、3D都市モデルの活用による見える化、など実行手段を明確にしないと選択科目の求める技術的示唆が不十分となります。